

19 育児休業中の申込み

(1) 育児休業からの復帰

保育所に入所されましたら、**その入所月中または出産後 2 カ月以内に**、保護者父母ともに育児休業から復帰していただく必要があります。復職が確認できない場合や就労日数・時間が入園時の点数（基本指数）と比較し、下がっている場合は、退園または再申込みとなります。

【提出書類】

復職証明書（提出日は入園後、通知します。）

(2) 育休継続特例（きょうだいの育休を取得する場合）

以下2つの条件をすべて満たす場合、**出生児（下の子）が3歳になる年の年度末まで育児休業の継続を認めます。※1**

条件①	出生児（下の子）のための育休を取り続けたい。 ※2
条件②	<p>Ⓐ 入園した月の前月まで、または Ⓑ 出生児（下の子）の産休前までに、新入園児を認可外保育施設等 ※3 に預けており、その預けた期間内に1か月以上仕事をしていた。</p> <p>Ⓐ 1か月以上 就労+保育所に預ける</p> <p>入園月</p> <p>Ⓑ 復帰して1か月以上 就労+保育所に預ける</p> <p>産休開始日</p>
復職時期	出生児（下の子）が3歳になる年の年度末まで (例：2024年1月生まれの場合、2027年3月末まで)
必要書類 ※入所申込書類一式と同時に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・育児休業に関する確認書 ・ 受託証明書

※1 職場の育児休業延長手続きとは異なる。

※2 出生児（下の子）が認可保育施設に入所しない場合に限る。

※3 区外認可保育所を含む。預け先が親族・知人の場合や保護者自身が職場保育をする場合は除く。

(3) 育児休業短時間勤務と部分育休

育児短時間（時短）勤務 （職場の制度として認められているものに限る）	以下の場合には在園を保証します。 週の勤務日数は変わらないまま、 正規の労働時間と比べて1日2時間未満の短縮 または 1日の就労時間が6時間以上
部分育休（正規時間のうち部分的な復帰） （上記(2)育休継続特例の条件に該当する方のみ）	出生児（下の子）が3歳になる年の年度末までの在園を保証します。 出生児（下の子）が3歳になる年の年度末までに完全復帰が必要です。

※育児短時間勤務および部分育休中の保育時間については、各保育所にご相談ください。